

生援第1221号

## 裁 決 書

審査請求人

横浜市 [REDACTED]

審査請求人代理人

横浜市 [REDACTED]

処分庁

横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長

令和2年■月■日付けて [REDACTED] (審査請求人代理人 [REDACTED]) (以下「請求人」という。) から提起された審査請求(令和元年度(審)第156号)について、次のとおり裁決します。

### 1. 主 文

本件審査請求のうち、戻入133,955円の決定の取り消しを求めるとする部分は却下し、横浜市 [REDACTED] 福祉保健センター長が請求人に対して行った令和2年1月16日付け生活保護廃止決定処分([REDACTED]生支(決定)第[REDACTED]号)は取り消す。

### 2 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

### 3 審理関係人の主張の要旨

審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

### 4 理 由

#### (1) 保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不

足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

### （2）法第26条に基づく保護廃止決定処分について

ア 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と規定している。イ 次官通知第10は、保護の決定につき、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとしている。

そして、課長通知第10問4は、保護開始時の要否判定を行う際の次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、同第3住宅扶助基準、同第4医療扶助基準等を指すとしている。

また、課長通知第10問6は、「保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用すべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。」との問につき、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」としている。

ウ 課長通知第10問12は、保護を廃止すべき場合につき、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき、②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときの2つの場合としている。

### （3）本件処分の適法性について

ア 本件処分は、令和2年1月16日に、令和元年11月1日以降おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、11月1日に遡及して同日を実施年月日として請求人世帯の保護を廃止したものである。

- イ 本件処分の適法性について検討するに、処分庁は、令和元年10月31日の時点での請求人の母名義の預貯金が929,992円あり（前提事実工）、この時点を基準として要否判定を行い、同年11月1日から6か月を超えて保護を要しない状態が継続するとの判断をしている。
- ウ しかしながら、本件各通帳の写しによれば、令和元年11月1日時点での請求人の母名義の預貯金は、計109,992円であり（前提事実工）、この時点を基準として同様に要否判定を行えば、処分庁の算定した最低生活費から収入充当額を差し引いた支給額155,857円（前提事実才）を下回ることになるから、これによれば、令和元年11月1日時点で請求人世帯が、「保護を必要としなくなつた」（法第26条）ということはできず、本件処分は違法である。

#### （4）戻入の決定の取消しを求めるとする部分について

請求人は本件処分の決定通知書の「戻入総額133,955円 納付書により返還してください」との記載をとらえ、戻入133,955円の決定の取消しを求めるとしているものと解される。

しかし、これについては、本件処分とともに行われた保護変更決定処分により、既に支給された保護費について、民法第703条の規定により不当利得の返還義務が生じたことを注意的に記載したものに過ぎないから、審査請求の対象である「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）」（行政不服審査法第1条第2項）に該当しない。

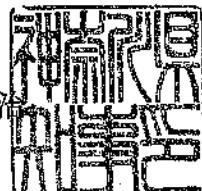
したがって、審査請求の対象となる「処分」が存在しないから、不適法である。

#### （5）結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、戻入133,955円の決定の取消しを求めるとする部分については不適法であるから、行政不服審査法第45条第1項の規定により却下し、本件処分の取消しを求める部分については理由があるから、同法第46条第1項の規定により、令和2年1月16日付け生活保護廃止決定処分（■生支（決定）第■号）は取り消す。

令和3年7月21日

神奈川県知事 黒岩 祐治



## (教示)

この裁決について不服がある場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県を被告としてこの裁決の取消しの訴えを提起することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

厚生労働省所在地

郵便番号100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番2号

審理員意見書

令和2年11月27日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之

神奈川県審理員 園川 真代



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人  
（審査請求人代理人）が令和2年■月■日付けで提起した処分序  
横浜市■福祉保健センター長による生活保護廃止決定処分についての審査請求（令和元  
年度（審）第156号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙1及び以下において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■を「請求人」という。
- 2 処分序 ■■■■■福祉保健センター長を「処分序」という。
- 3 請求人の母である ■■■■■を「請求人の母」という。
- 4 株式会社 ■■■■■銀行 ■■■■■駅前支店を「A銀行B支店」という。
- 5 株式会社 ■■■■■銀行 ■■■■■店を「C銀行D店」という。
- 6 株式会社 ■■■■■銀行 ■■■■■支店を「E銀行F支店」という。
- 7 株式会社 ■■■■■銀行 ■■■■■支店を「A銀行G支店」という。





別紙 1

1 結論

本件審査請求のうち、戻入 133,955 円の決定の取消しを求めるとする部分は却下されるべきであり、令和 2 年 1 月 16 日付け生活保護廃止決定処分（[ ] 生支（決定）第 [ ] 号）は取り消されるべきである。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、令和 2 年 1 月 16 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 26 条に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）等に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人及び請求人の母は、本件処分時において、[ ] 市に居住し、本件処分により保護が廃止されるまで、処分庁により法に基づく保護（日本国籍ではない請求人の母については行政措置。以下同じ。）を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 1 項第 4 号の規定により、保護の実施機関である横浜市長から法第 26 条の規定による保護の停止及び廃止に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 26 年 [ ] 月 [ ] 日を実施年月日として、処分庁は、請求人世帯（請求人及び請求人の母の 2 人世帯）に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 令和 2 年 1 月 7 日、処分庁は、請求人の母から、収入申告書及び請求人の母主義の複数の預貯金口座に係る通帳（以下「本件各通帳」という。）の写しを收受し、この際、請求人の母から、現在の手持金は 18 万円弱しかなく生活が厳しい旨を聴取した。

本件各通帳の写しによると、①令和元年 10 月 31 日時点、②令和元年 11 月 1 日時点、③本件各通帳の写しの收受時に記帳されていた直近の時点における残高は、それぞれ次のとおりであった。

	A銀行 B支店	C銀行 D店	E銀行 F支店	合計
令和元年 10月31日時点	841,478円	41,324円	47,190円	929,992円
令和元年 11月1日時点	21,478円	41,324円	47,190円	109,992円
本件各通帳の写しの収受時に記帳されていた直近の時点	28,783円 (令和元年 12月10日 時点)	17,466円 (令和元年 12月27日 時点)	6,975円 (令和元年 12月3日 時点)	53,224円

オ 令和2年1月16日付で、処分庁は、請求人世帯に対し、手持ち現金等の累積により保護を要しなくなったことを理由に、令和元年11月1日を実施年月日とする保護廃止決定処分（本件処分）を行った。

このとき、処分庁は、最低生活費から収入充当額を差し引いた支給額を155,857円と算定した上で、これに6（か月）を乗じた912,762円が預貯金929,992円（上記オの令和元年10月31日時点の預貯金の合計）を上回ることから、令和元年11月以降、おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断した。

■ なお、本件処分に係る決定通知書には、「戻入総額133,955円 納付書により返還してください」との記載がある。

カ 令和2年■月■日付で、請求人の母（世帯主）は、処分庁に対し、保護開始申請を行った。同申請に係る申請書には、申請理由として、「生活費が厳しい」と記載されていた。

キ 令和2年■月■日付で、処分庁は、請求人世帯に対し、「手持現金・預貯金の減少・喪失により最低生活維持困難なため」との理由により、同年■月■日を実施年月日とする保護開始決定処分を行った。

ク 令和2年■月■日付で、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分等の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

### 3 審理関係人の主張の要旨

#### （1）請求人の主張の要旨

次の理由により、「本件処分及び戻入133,955円の決定を取り消す。」との裁決を求める。

ア 仮に保護廃止が決定しているなら、令和元年11月1日以降速やかに廃止手続がされていれば、すぐに再度申請を行うことができたはずであるが、実際に本件処分通知書が届いたのは令和2年1月18日であった。

- イ 住んでいるアパートの更新が令和元年12月にあり、一時扶助として更新料を請求するつもりであったが、実際に処分庁に相談した結果は、更新してとの回答だったが、その当時は生活保護の廃止決定がなされている状態ではなかったのに、一時扶助の申請さえさせてもらえない状態であった。
- ウ 廃止日から廃止決定日まで77日もかかっているのは手続上の不備というべきである。速やかな廃止決定があれば再申請も可能だったのに、廃止手続が遅れたので再申請もできず、生活保護費も入ってこない状態で、家賃の滞納（遅延）や食費に困せない日もあった。
- エ 廃止理由に「手持金等累積により」と書かれているが、「手持現金等」として認定されたものは、請求人の母が現在やっている外国人旅行者のためのガイドツアーや通訳の仕事をより発展させ、経済的な自立を図るために、株式会社を設立する必要があった。
- オ そのため、令和元年11月1日、会社設立時資本金200万円を通帳に入れ、残高証明を取る必要があった。このお金は、知人が出資してくれた100万円と、あと100万円は平成30年3月26日に日本商工会議所から「小規模事業継続化金」として採択されたお金である。これは処分庁に申告済みである。このお金は会社の資産であり、請求人の母の手持現金でないことは明白である。当時は廃止の話も一切なかった。
- カ 廃止決定が遅くなつたため、本来なら最低生活費保障として保障されるべき更新料も申請できず、経済的な損失がある状態なのに、「戻入133,955円の決定」は理不尽としか言いようがなく、この決定についても取り消されるべきと考える。
- キ 令和2年■月■日付け通知書により生活保護を廃止されているが、翌日の令和2年■月■日に生活保護を申請し、開始決定に至っている。そのため、請求人世帯の困窮状態は何ら改善されていないことは明らかである。このような状況で廃止を決定した処分庁の決定は誤りである。

## （2）処分庁の主張の要旨

次の理由により、「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

- ア 令和元年12月26日、処分庁は、同年11月に会社を設立した状況での請求人の母の保有資産の状況から、保護の取扱いについて協議した結果、同年11月1日に株式会社を設立した後、（A銀行G支店の）令和元年11月25日の預貯金残高が1,516,019円あり、同年12月9日現在の残高が1,015,909円あることから、保護を要しない状態だと見込まれるため、保護の廃止という結論に至った。

- イ 令和2年1月7日に收受した挙証資料から、令和元年11月の預貯金について  
は、保護費の支給又は就労に伴う必要経費控除の必要がないもの確認した結果  
(原文ママ)、929,992円であった。
- ウ 残額の使用目的は、令和2年4月頃のオークションで販売予定の酒等の仕入  
れであり、生活保護の趣旨目的に反するとして、最低生活費維持のために活用す  
べき資産を見なさざるを得ない。
- エ 児童手当、児童扶養手当を毎月固定の収入と認定し、これに変動する事業収入  
(令和元年8~10月の事業収入のうち最も少ない8月分で算定)を認定した上  
で、請求人世帯の支給額を算定すると、155,857円となる。
- オ 155,857円×6か月=912,762円となり、上記イの預貯金929,992円は、おお  
むね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められる金額である。
- カ 以上のことから、本件処分は違法又は不当となるものではない。

#### 4 理由

##### (1) 保護の補足性、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆ  
るもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として(法第4条第  
1項)、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において  
行われるものである(法第8条第1項)。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」が  
あると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用す  
ることが求められる。

##### (2) 法第26条に基づく保護廃止決定処分について

ア 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたとき  
は、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に  
通知しなければならない。(後略)」と規定している。

イ 次官通知第10は、保護の決定につき、保護の要否及び程度は、原則として、  
当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定するこ  
ととしている。

そして、課長通知第10問4は、保護開始時の要否判定を行う際の次官通知第  
10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは、生活保護法による保護  
の基準(昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号)別表第1生活扶助基準、  
同第3住宅扶助基準、同第4医療扶助基準等を指すとしている。

また、課長通知第10問6は、「保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判  
定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低

生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。」との間につき、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」としている。

ウ 課長通知第10問12は、保護を廃止すべき場合につき、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき、②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときの2つの場合としている。

### （3）本件処分の適法性について

ア 本件処分は、令和2年1月16日に、令和元年11月1日以降おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると判断し、11月1日に遡及して同日を実施年月日として請求人世帯の保護を廃止したものである。

イ 本件処分の適法性について検討するに、処分庁は、令和元年10月31日の時点で請求人の母名義の預貯金が929,992円あり（前提事実エ）、この時点を基準として要否判定を行い、同年11月1日から6か月を超えて保護を要しない状態が継続するとの判断をしている。

ウ しかしながら、本件各通帳の写しによれば、令和元年11月1日時点での請求人の母名義の預貯金は、計109,992円であり（前提事実エ）、この時点を基準として同様に要否判定を行えば、処分庁の算定した最低生活費から収入充当額を差し引いた支給額155,857円（前提事実オ）を下回ることになるから、これによれば、令和元年11月1日時点で請求人世帯が、「保護を必要としなくなつた」（法第26条）ということはできない。

エ もっとも、請求人の母名義の預金口座としては、前提事実エの各口座の他に、屋号の付された口座（A銀行G支店）が存在していることが認められ、令和元年11月1日における残高は、2,005,019円である（処分庁は、請求人の母から、当該口座に係る預金通帳の写しを令和元年12月9日に收受している。）。処分庁は、当該口座を要否判定には用いていないものの、ケース記録の記載や本審査請求における処分庁の主張（上記3（2）ア参照）からは、処分庁が当該口座の残高も考慮のうえ、廃止日から6か月を超えて保護を要しないとの判断を行っていることが窺える。

この点、本件処分は、令和2年1月16日付け決定通知書により、廃止日を令和元年11月1日まで遡及して行ったものであるが、遡及して保護を廃止しよう

とする場合で、廃止日から 6か月を超えて保護を要しない状態が継続するかについての判断は、保護を廃止しようとする実施年月日の時点のみならず、処分時における生活困窮の有無及び程度も考慮の上で行う必要があると解される。

屋号の付された当該口座を要否判定に用いるべき資産とするかは検討を要するところではあるが、仮にこれを用いたとしても、本件処分の日付（令和 2 年 1 月 16 日付け）より前の令和 2 年 1 月 10 日時点における同口座の預貯金残高は 63,763 円であることが認められ、前提事実エの直近の預金残高（計 53,224 円）と合わせても（計 116,987 円）、処分庁の算定した最低生活費から収入充当額を差し引いた支給額 155,857 円（前提事実オ）を下回り、到底、令和元年 11 月 1 日から 6 か月を超えて保護を要しない状態であるとはいえない。

オ なお、処分庁は、本件処分の日付の翌日（令和 2 年 1 月 17 日）に、生活が厳しいとの理由により、請求人世帯から改めてなされた保護開始申請（前提事実カ）を受けて、同年 2 月 12 日には、申請日（同年 1 月 17 日。令和元年 11 月 1 日から 6 か月を経過していない。）の時点で保護を要する状態であったと判断し（局長通知第 10-3 参照）、申請日に遡及して保護を開始している（前提事実キ）。

カ 以上のとおり、上記ウからすると、令和元年 11 月 1 日時点で、請求人世帯が「保護を必要としなくなつた」（法第 26 条）ということはできず、そうでないとしても、上記エからすれば、少なくとも請求人世帯が、令和元年 11 月 1 日から 6 か月を超えて保護を要しない状態にあるとの処分庁の判断には裁量権の逸脱・濫用があるといえ、本件処分は違法である。

#### （4）戻入の決定の取消しを求めるとする部分について

請求人は本件処分の決定通知書の「戻入総額 133,955 円 納付書により返還してください」との記載をとらえ、戻入 133,955 円の決定の取消しを求めるとしているものと解される。

しかし、これについては、本件処分とともに行われた保護変更決定処分により、既に支給された保護費について、民法第 703 条の規定により不当利得の返還義務が生じたことを注意的に記載したものに過ぎないから、審査請求の対象である「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（以下単に「処分」という。）」（行政不服審査法第 1 条第 2 項）に該当しない。

したがって、審査請求の対象となる「処分」が存在しないから、不適法である。

#### （5）結論

以上のとおり、本件審査請求のうち、戻入 133,955 円の決定の取消しを求めるとする部分については不適法であるから、行政不服審査法第 45 条第 1 項の規定によ

り却下されるべきであり、本件処分の取消しを求める部分については理由があるから、同法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。



別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの  
を、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基と  
し、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度にお  
いて行うものとする。

2. (略)

(実施機関)

第19条 (前略) 市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決  
定し、かつ、実施しなければならない。(後略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)  
は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政  
庁に限り、委任することができる。

5～7 (略)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やか  
に、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなけ  
ればならない。(後略)

(届出の義務)

第61条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又  
は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機  
関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123  
号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8  
によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定するこ  
と。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社発第246号厚生  
省社会局長通知)

### 第3 資産の活用

(前略) 要保護者からの資産に関する申告は、資産の有無、程度、内訳等について行わせるものとし、上記の申告を書面で行わせること。なお、その際これらの事項を証する資料がある場合には、提出を求める。(後略)

### 第10 保護の決定

#### 2 保護の要否及び程度の決定

- (1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの3か月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする。(後略)
- (2) ~ (9) 【略】

#### 3 保護の開始時期

保護の開始時期は、急迫保護の場合を除き、原則として、申請のあった日以降において要保護状態にあると判定された日とすること。

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。)

### 第10 保護の決定

問4 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すこと

ア 保護の基準別表第1生活扶助基準(後略)

イ (略)

ウ 保護の基準別表第3住宅扶助基準及び局長通知第7の4の(1)のオ(後略)

エ 保護の基準別表第4医療扶助基準

オ~キ (略)

問5 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「第8によって認定した収入」を算定するときには、いかなる経費を必要経費として認定すべきか。

答 次官通知第8の3により、勤労(被用)収入、農業収入、恩給年金等の収入等収入の種類ごとに定められた当該収入を得るための必要経費の実費及び同第8の3の(5)その他の必要経費のうち、ア、イ、オに掲げる費用の実費並びに勤労に伴う必要経費として局長通知第10の2の(1)に定める別表2に定める額(中略)を認定すること。

問6 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同

様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行なうものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。

問 12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なう場合の取扱いの基準を示されたい。

答 被保護者が保護を要しなくなったときには、法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。

#### 1 保護を停止すべき場合

(1) 当該世帯における臨時の収入の増加、最低生活費の減少等により、一時的に保護を必要としなくなった場合であつて、以後において見込まれるその世帯の最低生活費及び収入の状況から判断して、おおむね6か月以内に再び保護を要する状態になることが予想されるとき。（後略）

(2) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。

#### 2 保護を廃止すべき場合

(1) 当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

(2) 当該世帯における収入の臨時の増加、最低生活費の臨時の減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。（後略）

才 横浜市福祉保健センター長委任規則（平成13年横浜市規則第111号。以下「委任規則」という。）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項（中略）の規定により、次に掲げる事務は、福祉保健センター長に委任する。

#### 1 生活保護法に関する事務

(1)～(3) (略)

(4) 法第26条の規定による保護の停止及び廃止に関すること。

(5)～(23) (略)

